

# 事務局ニュース

《事務局業務日・時間》月曜日～金曜日(土日・祭日休業)  
午前 10:00～午後 3:00

No.326 2025年1月1日  
NPO 法人富山県腎友会事務局  
〒931-8443 富山市下飯野 70-4  
TEL: 076-407-5085  
FAX: 076-407-5086  
発行責任者 池田 充  
編集 坂田 祐美  
定価 50円(会費を含む)

## 新年の挨拶

NPO 法人富山県腎友会  
会長 池田 充

新年あけましておめでとうございます。

昨年は元旦から能登半島地震が発生し、石川県はもとより、富山県においても甚大な被害が起きており、1年たつというのにいまだ手付かずになっている地域もあると聞いております。この地震により被害を受けられた方々に、改めてお見舞い申し上げます。

私たちは、普段は何事もなく週3回の透析治療を当たり前のように受けておりますが、一旦、このような災害が起きますと、透析治療のできる場所の確保や水、電気の確保、さらには医療器材や薬剤の確保と解決しなければならない問題が多々出てまいります。これを教訓に常に対応できるよう、行政や医療機関等と共に、話し合う機会をもっていきたいと思っております。そのためにも日頃から、皆様のご協力が必要となりますが、最近では役員の高齢化、会員の減少により、病院腎友会が機能しにくくなってきているという情報も入ってきております。県腎友会としても各病院の先生方や看護師の皆さんの協力を得られるよう、鋭意努力をしていきます。地道な努力ではありますが、この継続が結果につながります。共に頑張りましょう。

最後に、今年も皆さんにとって良い年となりますことを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。



## 慢性腎臓病講演会

### 「STOP！慢性腎臓病(CKD)～成人の5人に1人がCKD」

12月1日(日)、くろべ市民交流センター「あおーよ」において開催し、黒部市民病院 腎臓・リウマチ内科部長 腎センター所長 吉本敬一先生が「慢性腎臓病の予防と治療、付き合い方」と題して、腎臓のしくみと働き、腎臓に関する主な検査、慢性腎臓病の診断基準と治療(薬物療法・食事療法・運動療法・腎代替療法)などについてわかりやすくお話されました。

また、本会 村田副会長が、腎炎発症から透析導入に至った体験談を話され、気になる症状があれば早めに医療機関を受診するよう訴えられたほか、腎友会についても紹介されました。

参加された方々からは、「定期的に健診を受け早期発見・治療に努めたい」「腎臓病になっても元気に過ごされている姿に希望を感じた」などの感想が寄せられ、とても有意義な講演会となりました(68名参加)



## 国会請願署名・募金

会員の皆様にご協力いただいている署名ならびに募金は、腎臓病患者の医療と生活を守るためにとても大切な活動です。

署名用紙をまだ提出されていない方は、1月中でも間に合いますので、ぜひご協力をお願いします。



## 令和6年度第2回北越ブロック会議(WEB)

12月8日(日)10～14時、WEB会議が開かれ、本会から池田会長、大谷理事、宮森理事、坂田事務局員が参加し、下記テーマについて話し合ったほか、各県の活動・今後の計画について報告しました。

### ① 各県の医療、福祉をめぐる状況

石川県では地震、豪雨などの自然災害、また、新潟県、福井県では病院経営の赤字などによって医療従事者が減少し、病床削減や夜間透析の廃止、透析施設の減少が危惧されています。

今後、状況を注視していくとともに、患者会として透析施設や自治体との連携強化が求められます。

### ② ブロック運営、組織運営上の問題点

組織強化に関する課題は全国共通ですが、近年、患者会の解散が増加するなど、会員数が大幅に減少しており、事務局の運営面などにも支障をきたしています。また、病院患者会においても後継者不足で会長一人に負担がかかっているところも多くあります。

解決策は簡単には見つけられませんが、患者会の灯を消さないよう地道な活動を継続し、私たちの活動に賛同いただける会員さんを一人でも増やしていかなければなりません。

## 移動手段確保で厚労省と国交省が通知

### 一介護事業所等の送迎効率化促す一

介護現場の人手不足や高齢者の移動手段確保が全国的に大きな課題となっていることから、厚生労働省と国土交通省は10月11日(金)、介護、障害福祉サービス事業所が行う利用者の送迎について、より効果的な送迎および送迎車両等の有効活用を推進するため、現行の枠組みでできる共同送迎や空き車両の活用などのルールをまとめた通知を各自治体の交通・介護保険・障害福祉部(局)長あてに出しました。

同通知では、「運営主体が異なる介護サービス事業所の共同送迎は、事業所間で費用負担などを決め、利用者の利便性を損なわないなどの条件を満たせば実施できる」、「事業所の送迎車両や運転手の空き時間に地域住民を送迎することができる」、「さらに「事業所は交通事業者に対して送迎業務の委託が可能」、また、「透析患者が通院時に利用することも多い介護保険の訪問介護の乗降介助については、運送の対価として金銭を収受しない場合は、道路運送法上の許可は不要」などが改めて示されました。

## 厚労省が高額療養費の見直しを提案

11月21日(木)、厚生労働省は医療保険制度改革について議論し、医療機関で患者が支払う自己負担の限度額(高額療養費)を引き上げる考えを社会保障審議会医療保険部会に示しました。

具体的な引き上げ幅は示されなかったものの、厚労省は約10年前と比べ収入が増えていることや現役世代を中心に保険料負担の軽減を求める声が多いことを理由に、「負担能力に応じた限度額引き上げ」、「所得区分の細分化」などを提案しました。委員から反対意見は出ませんでした。なお、見直しには政令改定が必要です。

透析の医療費においては、この高額療養費の特例(特定疾病療養受療証)により月限度額が1万円(現役世代の上位所得者2万円)に軽減されています。今回の見直しは透析分野にも影響が及ぶのか、今後の議論の行方に注視する必要があります。



## 今後の予定

- 第60回理事会 2/9 富山市総合社会福祉センター



## おくやみ

- 中嶋 武男 殿 不二越病院 享年76歳
- 林 和美 殿 泉が丘内科クリニック 享年82歳
- 横森 真喜子 殿 氷見市民病院 享年77歳
- 土平 孝之 殿 氷見市民病院 享年72歳

謹んでご冥福をお祈り致します